

様式第3号（第7条関係）

会 議 録

- 1 附属機関の会議の名称 平成30年度第2回水戸市都市計画審議会
- 2 開催日時 平成31年2月28日（木） 午前10時30分から午前11時まで
- 3 開催場所 本庁舎 3階 303会議室
- 4 出席した者の氏名
 - (1) 委 員 田口米蔵，松本勝久，伊藤充朗，田中真己，櫻場誠二，鈴木律子，鹿倉よし江，楢崎ひろ子，川島宏一，大和田基
 - (2) 執行機関 秋葉宗志，高橋涼，川崎洋幸，黒澤純一郎，小田切幸司，飯塚秀彰，北村允孝，小野瀬基
 - (3) その他
- 5 議題及び公開・非公開の別
 - ・意見聴取 水戸市立地適正化計画（居住誘導区域）の策定に係る意見聴取について（公開）
- 6 非公開の理由
- 7 傍聴人の数（公開した場合に限る。） 0人
- 8 会議資料の名称
 - ・水戸市立地適正化計画（居住誘導区域）について（パワーポイント印刷）
 - ・立地適正化計画（素案）

9 発言の内容

○司会

それでは、お待たせいたしました。

定刻となりましたので、ただいまから、平成30年度第2回水戸市都市計画審議会を開催させていただきます。

初めに、高橋水戸市長に代わりまして、秋葉副市長より御挨拶申し上げます。

○秋葉副市長

皆さん、おはようございます。

足元のお悪い中をお運びいただきまして、まことにありがとうございます。本来であれば、__市長が来て御挨拶を申し上げるところでございますが、公務が重なっておりまして、私のほうから一言挨拶をさせていただきます。

私はこのような格好をしておりますが、今日は水戸市の一斉防災訓練ということで、災害対策本部の立ち上げの訓練とか、庁舎を建設するときにヘリポートをつくっていただきましたので、ヘリコプターの離発着の訓練なども12時から行われるような形でございまして、このような格好で大変失礼をさせていただいております。

4階に、防災センターとして防災の拠点の整備をして、消防本部、防災危機管理課、そして私どもも一緒に4階に入って、防災の水戸市の拠点ということでつくったわけございまして、今朝は、県との通信訓練とか、衛星を通じましてつぶさに会議ができるような体制の確認をして、あとは、ドローンによりまして、衛星回線を通じていろいろな画像を送るというシステムを昨年度導入いたしましたので、これらの通信訓練なども行ったところでございます。

以前と違いまして、非常に安心感が高まっているのかなという形を自覚したところでもございまして、今後のまちづくりに非常に安心・安全の創出に役立っていくものと考えているところでございます。

本日は、立地適正化計画の詰めの御議論を賜りたいと思いますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

簡単ではございますが、冒頭の御挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

○司会

ありがとうございました。

先ほど副市長からお話がありましたとおり、本日は、庁内で、11時ごろから10分程度、防災訓練の放送が流れますので、御承知おき願います。審議につきましては、特に中断することなく続けたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に移りたいと思います。

___会長に議事の進行をお願いいたします。

○___会長

皆さん、おはようございます。

新しい庁舎で初めての天井の高い、広い、いいところでこういう会議ができて非常にうれしく思います。よろしくお願いいたします。

それでは、早速議事に入りたいと思いますが、まずは出席者を確認いたします。事務局から御報告お願いいたします。

○司会

本日の出席者数を報告させていただきます。

審議委員数 16 名のうち、現在、10 名が出席されております。

○__会長

ただいま事務局より、出席者数が委員数の半数を超えているという報告がありました。従いまして、水戸市都市計画審議会条例第 6 条第 2 項の規定によりまして、本日の審議会は成立しております。

また、水戸市都市計画審議会条例第 5 条第 3 項の規定による会長があらかじめ指名する会長代理につきましては、本日は__委員が欠席されていますので、__委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、本日の議事録署名人を指名させていただきます。

__委員、__委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

なお、本審議会につきましては、水戸市附属機関の会議の公開に関する規程に基づきまして、原則公開とさせていただきますので、御承知おきください。本日は、傍聴のかたはいないようですが、原則公開とさせていただきます。

それでは、ここから議題に入らせていただきたいと思います。

今回は、前回に引き続きまして、立地適正化計画の居住誘導区域についての意見聴取でございます。

まず、事務局から御説明をいただけますでしょうか。

○執行機関

おはようございます。

それでは、立地適正化計画について説明をいたします。

まず、説明に入ります前に、配付してございます資料の確認をお願いいたします。

お配りしております資料なのですが、こちらはスライドのコピー、カラー刷りのものです。それと、ちょっと分厚いのですが、計画書の案となっております。不足はございませんでしょうか。

それでは、説明は、前面のスライドに沿って行いたいと思います。

立地適正化計画作成に当たっては、法の規定により、あらかじめ都市計画審議会の意見を聴くこととされております。今回は、前回に引き続きまして、委員の皆様から意見聴取を行うものでございます。

今回の案につきましては、前回の意見聴取を行ったときの意見であるとか、市内各地区のほうで昨年の 11 月から 12 月にかけて意見交換会などを行っております。そちらの意見を踏まえまして、前回時と比較し、幾つか変更点がございまして、本日は、その変更があった部分を中心に説明をいたします。よろしくお願いいたします。

なお、水戸市においては、平成 28 年度末に居住誘導区域を除く部分については既に策定・公表をいたしております。既に策定している部分につきましては、前回御説明をしたとおりでございまして、目指す都市像、将来の都市構造、都市機能誘導区域などについては、資料の 1 ページから 5 ページに記載をさせていただきますので、御参照をお願いいたします。

それでは、今回の意見聴取の対象である居住誘導区域について御説明いたします。

資料の6ページをお願いいたします。

居住誘導区域とは、人口の減少や高齢化が進んでも、一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に維持されるよう居住を誘導すべき区域とされております。誘導については、住み替えの機会などにあわせて緩やかに居住の誘導を図っていくとされております。

なお、居住誘導区域の外で3戸以上の住宅の建築、あるいは1,000㎡以上の住宅の開発を行う場合は、市への届出が必要となっております。

次に、居住誘導区域の考え方でございますが、国の指針では、居住誘導区域を定めることが考えられる区域として、都市機能や居住が集積している都市の中心拠点及び生活拠点並びにその周辺の区域などとしております。

水戸市においても、これを踏まえつつ、各種サービス施設の利用人口の確保、都市機能誘導区域へのアクセスのしやすさなどの観点から、区域の設定をしております。

続きまして、具体的な居住誘導区域の設定の基準についてでございます。

まず一つ目、徒歩により都市機能誘導区域にアクセスしやすい区域として、都市機能誘導区域の中及びその周囲300メートル圏内としております。こちらの300メートルとは、バス停の徒歩圏とされている距離でございます。

これを図示したものがこちらの図面となります。それぞれ、だいたい色と水色で着色をしている部分はその区域となっております。こちらにつきましては、前回から変更はございません。

次に、二つ目、公共交通(鉄道・路線バス)ですが、公共交通により都市機能誘導区域にアクセスしやすい区域についてでございます。

まず、1)として、水戸駅、赤塚駅、内原駅の鉄道駅から半径800メートル圏内としております。この800メートルとは、鉄道駅の徒歩圏とされている距離となっております。

次に、2)といたしまして、基幹的な交通軸となるバス路線及びそれを補完するバス路線のうち、おおむね片道1日当たり50本以上運行している路線の沿線から半径300メートル圏内としております。

このうち、2)、赤字で示した部分ですが、こちらにつきましては前回から変更を加えております。

囲みの中を御覧ください。前回においては、基幹的な交通軸を位置付けたバス路線のみをその対象としておりました。しかし、基幹的な交通軸を補完するバス路線についても、基本的にはアクセスがよく、本数が多く、利便性の高い路線もあるため、赤字で示しましたとおり、基幹的な交通軸となるバス路線及びそれを補完するバス路線のうち、おおむね片道1日当たり50本以上運行している路線の沿線から半径300メートル圏内というふうに変更をしたものでございます。

こちらに基づきまして、これを図示したものがこちらの図面のとおりとなっております。オレンジ色で示した部分が鉄道駅から半径800メートル圏内の区域、黄緑色で示してある部分が、50本以上のバス路線の沿線から半径300メートル圏内の区域となっております。

このうち、具体的に変更があった場所なのですが、まずaの路線につきましては、水戸駅と茨城大学、それと赤塚駅と茨城大学を結ぶバス路線となっております。こちらについ

では、片道1日当たり100本以上運行しているものでございまして、利便性が高い路線でございまして、今回、新たに追加したものでございます。

また、bの路線につきましては、水戸駅から岩間街道を通り、赤塚駅に向かう路線です。こちらも片道1日当たり50本以上運行しているということで、今回、新たに追加したものでございます。

また、cの路線については、こちらは千波環状線という環状線がバス路線として通っております。こちらは内回りと外回りの路線がございまして、内回り、外回り、いずれに乗っても水戸駅に向かうことができます。そして、片道30本、内回り30本、外回り30本で、合わせて60本以上運行している路線でございまして、こちらも今回、新たに追加したものでございます。

それによりまして、居住誘導区域の範囲が広がっているという状況となっております。

なお、13ページの図面でございますが、こちらは変更前の区域図となっております。

続きまして、居住誘導区域に含めない区域につきまして御説明いたします。

含めない区域につきましては、災害の危険性がある区域、都市利用の規制上、住宅の建築を制限している区域、あるいは、身近な緑の保全を図るため、区域を居住誘導区域に含めない区域としております。

このうち、浸水想定区域に関する部分について、こちらも前回から変更を加えております。

浸水想定区域につきましては、前回は3メートル以上の浸水が予想される区域を居住誘導区域から除外するとしておりました。しかし、3メートル以上の浸水が予想される区域においても、高台など浸水のない区域にほど近く、あるいは河川により分断されていない、地形的にも避難に支障が少ない区域がございまして、そうした区域については、居住誘導区域に今回含めるということにいたしました。

そのため、変更後でございますが、浸水想定区域のうち、3メートル以上の浸水が予想される区域であって、地形その他周辺の状況から避難に支障を生じるおそれがある区域のみを居住誘導区域に含めない区域と変更するものでございます。

こちらの区域図が変更前と変更後を示したものでございます。分かりづらくて恐縮なのですが、ピンク色に染まっている部分が3メートル以上の浸水が想定される区域であって、このうち黒の斜線で表示をしている部分が、今回の基準変更によりまして、居住誘導区域に新たに含める区域としたものでございます。

こちらがここまで説明いたしました居住誘導区域の設定の基準に基づきまして、具体的な居住誘導区域の案を図示したものでございます。黄色で染まっている箇所がその範囲となっております。そして、実際の設定に当たりましては、道路などの地形地物ですとか、あるいは用途地域などを基に、市民のかたに分かりやすいという前提で設定をしております。

18ページが前回案の区域図となっておりますので、御参照をお願いいたします。

次に、居住誘導区域の市街化区域における面積の構成比、人口の構成比、人口密度についてでございます。

居住誘導区域の面積につきましては、今回お示した案では、面積規模として2,973ヘクタール、市街化区域全体の面積に対して、その構成比が69.9%となっております。

続きまして、居住誘導区域外、居住誘導区域を含めないものについてでございます。こちらは、前回の御説明の段階では位置付けをしていなかった部分となっております。

居住誘導区域外の区域におきましても、地域コミュニティの維持、あるいは農業の生産活動の支援などの施策を講じながら、住み慣れた地域で暮らし続けることができるまちづくりに取り組んでいく必要があります。

そのため、まず①の既存集落における人口減少の抑制、地域コミュニティの維持といたしまして、空き地や空き家の利活用などに取り組みながら、新たな居住者の確保、あるいは地域コミュニティの維持を図ることを検討の中に位置付けることとしております。

また、②良好でゆとりある居住環境の維持・形成といたしまして、地区計画、あるいは建築協定などの制度の活用や、空き地・空き家の適正管理を続けております。

さらには、③といたしまして、こちらも重要なのですが、地域の足として利用できる公共交通体系の確保といたしまして、バス路線の再編、あるいは公共交通空白地区、公共交通が通っていないところにおける地域交通のあり方について検討を計画に位置付けることといたしております。

続きまして、居住の誘導に関連する施策の概要について説明いたします。

まず、居住誘導区域への住み替え促進として、住み替え支援の検討、マイホーム借上げ制度、まちなかライフスタイルの発信などを位置付けております。

また、歩きやすいまちの構築といたしまして、日常生活圏のバリアフリー化、周辺環境の整備など、また、良好な居住環境の形成として、地区計画を活用した良好なまち並み形成などを計画に位置付けることとしております。

また、次に、子育て世代の定住化促進として、子育て世代の住み替え支援、既存住宅ストックの有効利用促進として、マイホーム借上げ制度の普及ですとか、空家措置法に基づく空き家等の利活用促進といったものを位置付けております。

さらに、バス路線の再編といたしまして、利用者の視点に立った使いやすいバス路線の再編ですとか、停留所の改善、運賃の見直しについても計画に位置付けることといたしております。

そして、今回の居住誘導区域の設定にあわせまして、計画目標として、居住に関する目標値を設定しております。目標指標につきましては、居住誘導区域内における人口密度といたしまして、目標値は、平成29年時と同様の46.4人としております。

以上で資料の説明を終わりますが、今後の予定といたしまして、今回の意見聴取のうち、3月中に市内部での意思決定を経まして、3月末までにこちらの計画の公表をしたいと考えております。よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○___会長

御説明ありがとうございます。

前回の案でございました居住誘導区域を拡大しているということです。2つ、補完的なバス路線の周辺と、それから、浸水想定区域が3メートル以上であっても、避難に支障がないということで、区域が拡大されるという内容だと思いますが、質問、あるいは御意見いただけませんか。

○___委員

今回は、前回の昨年の8月の素案がありましたね。それから見ると、この路線から何百メートルということで、空白の部分も出てきて、拡大をしたということですね。そのように思います。そうするというと、問題は、その路線に50台のバスをというのがありますが、これは、現在、50台がその路線をバスが走っているということは調査の上で分かるということですか。私も、今日伺って、一部不思議に思った部分があったものですから、それはお伺いしたいと思います。

それから、居住誘導区域の中に家を建てるというかた、あるいは、都市計画のほうではエリアの中、そのどちらかに家を建てるというかたがたに対するのメリットみたいなものというのはいくつかあるのですか。ここに人口を集めるということですね。水戸の人口を維持していくということが基本だろうと思っていますので、この区域の内に家を建てるというかたに対するメリットはいくつかあるのかというのか。2点教えてください。

それから、この区域の中に空き家の活用というのがありましたね。その具体的な活用方法というのはいくつか考えの中にありますか。

この3点、お伺いをしたいと思います。

○___会長

ありがとうございます。バスの本数の調査方法と、それから、居住誘導区域の中に家を建てる際のメリットはということ、それから、空き家の活用についての具体策、3点、よろしくお願いします。

○執行機関

まず、1点目の御質問のバスの本数なのですが、こちらは我々で調査をいたしまして、50本以上通っているということ。その50本というのは、朝夕の通勤・通学の時間帯を除いて、午前10時から午後4時までの時間帯でも利便性を確保できる路線というふうに調査しています。

○___委員

その調査したものも含めて、片側の50本というのは、だから、午前10時から午後5時までですか。

○執行機関

朝夕の通勤・通学の時間帯に、平均すると1時間当たり4本程度バスが通っている路線、つまり50本以上片道走っている路線ということで調査をいたしております。

実際、国のほうで示されている基準ですと、片道当たり30本以上というのが一つの目安になっているのですが、バスの本数が変動するというのも考えまして、50本一律で整理しています。

2点目の居住誘導区域内にお住まいになられる場合のメリットなのでございますが、これは制度といたしまして、まちなかへ、居住誘導区域の中に住み替えることに対して、主に中心市街地でやっている住み替えの補助というのがありますが、その制度の拡充検討を考えております。

ただ、一番大きなメリットといたしましては、まちなかに住んでいただくことによって、バスを利用されるかたが増える。そうしますと、バスのほうも本数が減らない。利便性が低下しないということで、具体的に、ここはこういうメリットというのは計画の中で示す

ことはできないのですが、そういった形での人口密度がある程度充実することによって、利便性のあるところに住んでいただきたいという形でございます。

3点目の空き家の関係でございますが、現在、関係課のほうといろいろお話ししております、空き家等を、例えば地域の交流施設ですとか、あるいはポケットパークといったシンボル地などに用途を変えてみようかとか、そういった検討を現在もしている最中でございます。以上でございます。

○__会長

ありがとうございます。

他に、御意見、御質問ございませんでしょうか。

○__委員

この計画を進めるということで、今までの誘導区域外に関しては何か変化が出るのか、今後のそういう建て替え、建物だったり住み替えだったり、これまでの中から何か変更点があって、今後進むということなのであれば。

○__会長

区域外の活動に対する何らかの変化ですね。

○執行機関

ただいまの御質問にお答えいたします。

制度上、特に区域外に住むことに関して、今までどおり、何かこの計画をつくることによって制限が加わるものではございません。ですから、例えば、エリア指定の区域が何か変化があるかという、この計画によってそういったものはございませんので、区域外へ住むことについて、今の段階で制度上の変化ということではございません。

あとは、ある程度、3戸以上ですとか、1,000㎡以上の開発行為を行う場合のみ、許可ではなくて届出をしてもらう制度となっております。

○__委員

そうすると、この計画というか、進めることについては、水戸市が作るに当たって、国全体がそういうことでやりなさいということで進めていることなのか、水戸市の考えで作る計画となっているのか。

○執行機関

こちらの立地適正化計画につきましては、国のほうで定める都市再生特別措置法という法律に基づきまして策定している計画でございます、国のほうで、いろいろ人口減少社会を迎えるに当たって、ある程度、まちをコンパクトにしていきたいと思いますという考えがあるものですから、その制度に乗って、水戸市のほうでも計画を進めております。

○__会長

ありがとうございます。

それでは、__委員、お願いします。

○__委員

前回から今回の案に至るまでに各地域で意見をお聞きになっているかと思うのですが、含まれる地域、そうでない地域、さまざまな意見があったのではないかと思うのですが、特徴的な意見をもし御紹介いただければお願いします。

○__会長

特徴的な意見を御紹介ください。

○執行機関

ただいまの質問にお答えします。

各地区での意見交換会における主な御意見ですが、主に居住誘導区域外の部分、市街化調整区域の住民のかたですと、足がない、車を運転しなくなってくるので、まちなかに出ていくことができないよという話が多く聞かれました。

あと、浸水想定区域の設定の部分なのですが、3メートルという一律で切るのは、都市機能誘導区域の近隣などの商業の活性化などを踏まえるとどうか、という意見もございまして、その件については、今回の計画で反映したところがございます。

以上でございます。

○___委員

水戸市でも、国田とか大場地区で1,000円タクシーというのを実証実験的に始めていますが、今回、市街化区域内の居住誘導区域は広がるわけですが、同じ市街化区域内でも、バス停が遠かったり、免許を返上したことで、買い物とか通院に困っているかたは増えていると思うのです。ですから、今回、バスの路線を重要な基幹的な軸に加えて、補完するバス路線も加えるということで、前回より虫食的な居住誘導区域ではないので、いい面もあると思うのですが、逆に路線の沿線から半径300メートルとすると、バス停は結構遠いところも含まれてしまうということもあると思うのです。ですから、その点はどのようなのでしょうか、実態としては、一人一人をはかるわけにはいかないのでしょうかけれども、結構な距離があるのではないかと思うのですが、その点がどうなのかということと、バス路線だけではなく、デマンドタクシーとか、周辺自治体で結構進んでいる制度も併せて進めるということのほうがいいのではないかとも思うのですが、その点についてはどう考えられるか、お聞かせいただきたいと思います。

○執行機関

ただいまの御質問にお答えいたします。

まず1点目のバス停から300メートルという距離ですが、これは一般的に国のほうで示しております基準に基づきまして300メートルと設定しております。確かに300メートルといいますと、人によってはなかなか遠いということもございますが、そこは実際に今後検討が必要になってくるところかと考えております。

もう1点の周辺自治体との公共交通面との連携ということでございますが、これも当然、特に笠間市に隣接する部分ですとか、そういったところで必要になってくるということもありますので、これも今後検討すべきかと考えております。

○___委員

あと1点なのですが、17ページと18ページに、今回と前の案の誘導区域を塗ってある場所が違うわけですが、これをよく見ますと、前は入っていたのだけれども今回は省かれるというのが若干あるように、水戸駅の東側、地区でいうと三の丸なのか城東なのかよく分からないのですが、おそらく浸水関係の検討での変更なのかなとは思っているのですが。16ページに、この周辺とか駅南も浸水想定区域ではあるけれども、避難がしやすいので、今回は居住誘導に含めたというお話だったと思うのですが、城東地区であっても、二中周辺

とか、それなりに高台はあるのかなと思ったりもしたのですが、この辺の判断の理由はどんなところにあるのか、お聞かせいただきたいです。

○執行機関

ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、前回の案から今回の案で、前回は入っていたけれども今回は抜けてしまったという部分は設定基準の中ではございません。ただ、図面の表示の仕方で、居住誘導区域に含まれないところがあれば、浸水想定区域の表現の仕方がよろしくなかったのかなということで、ここは申し訳ございませんでした。

実際の地形的な状況なのですが、二中の下など、確かに高台まで距離的には短い場所もあるのですが、そもそも高低差が大きいということがありまして、あと、桜川と那珂川に挟まれてしまっているという状況もございましたので、そこはあえて居住誘導区域には含めないというふうに最終的に判断をしております。

○___会長

ありがとうございます。

___委員、お願いします。

○___委員

面積で1,000ヘクタールぐらい増えて、構成比では20%ぐらい増えました。それと人口比の場合、4万人ぐらい増えて、ここも構成比20%ぐらい増えたということで、これは結構増えたなという気がいたします。これは、ある程度、前の数字が小さ過ぎたとか、単純にそういうことがあるのかどうかということが1点。ただ、今度の視点でやったら結果的にこういう数字になっただけだということなのかもしれませんが、そういうことについて、1点お伺いしたい。

それと、浸水想定区域で3メートル以上であっても、近くに高台があるとか、避難できそうなところがあるところを増やしたというような説明がありました。ただ、地形的にはそうなのかもしれないけれども、そこは、例えば、避難場所はあっても、避難経路がない可能性もありますし、避難先までの経路が実はないのだというところもあると思うのです。ここはこの辺に高台があるから、浸水想定が例えば4メートルであってもいいのではないかというふうに。それは、あくまで地形で見ているだけであって、そこに居住している人の様態とかは全く考慮に入れていないわけです。寝たきりの人もいるかもしれないし、これからさらに高齢化も進んでいこうから、だから、質問は、これは、今日決めると、これで一切決まりで、これは変わっていくということがあるのかないのか。要するに、避難先があるといっても、避難できない人たちがいた場合にどうするのかだとか、あるいは、なんとか頑張れば避難はできるけれども、実はその高台へ行くまでの避難の経路が今はないのだという地形の場合もあると思うのです。

最初の数字の話が1点と、今の避難の状況の話、お答えにくい質問かもしれませんが。

○___会長

よろしくお願いします。

○執行機関

まず、1点目の数字が増えたということなのでございますが、まず、前回の8月に意見聴取させていただいたときの状況というのは、本当に線をきっちり引き過ぎてしまったと

ということがあって、国交省にも意見を伺ったときに、もう少し地域の実情といったものも踏まえて、余りかちかちにやり過ぎないほうがいいのではという意見もありました。

あとは、意見交換会等々で、浸水想定の部分であるとか、あとは中抜けになったところであるとか、そういったところについても、意見交換会、あるいはいろいろな方面から御指摘いただいております。そういった部分を修正してきました結果、数字としては前回よりちょっと増えているといった状況になっております。

2点目の浸水想定区域の避難の考え方ということだと思っておりますが、こちらは、一応、我々のほうとしましては、地形地物といったときに、その近くに高台があるということだけではなくて、避難経路という部分についても、ある程度意識をして設定をしております。ただ、今後どういった災害があるかどうかというのは分かりませんので、そこは危機管理担当と十分に連携を図っていかうと考えております。

また、計画については、基本的に、今回の意見聴取を終えた後は、3月末に公表する予定なのですが、その後、5年ですとか、そういった定期的な見直しもごございますし、ただ、場合によっては、その情勢が劇的に変化するということがあれば、その場合においても見直しは検討すべきと考えております。

○___委員

分かりました。

○___会長

ありがとうございます。

他に御質問、御意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

では、私からコメントなのですが、細かいことなのですが、住宅の開発1,000㎡であるという言葉がありますよね。これは読み方によっては、住宅の床面積1,000㎡とも読める。住宅地としての宅地全体の住宅地開発というイメージ、ちょっとその辺、1,000㎡の住宅という、巨大な豪邸だけなのかなと見えてしまったので、ここのところが少し気になりました。

他に、特にございませんでしょうか。

〔「ありません」の声あり〕

拡大する方向ですので、都市の経営上の観点からいうと、比較的強気考え方です。キャパシティを大きくして、今後自由に多くのかたが住める余裕を持った計画ですので、今後いろいろな政策と相まって、観光政策ですとか、誘導政策、他にもいろいろな政策があると思いますが、居住誘導区域を多くとった分、逆に居住誘導区域がスカスカになってしまうということとか、あるいは、公共施設の維持コストが人口当たりでいうと高まってしまっておそれだとか、一方でありますので、居住誘導区域へ住宅立地が進むという方向への総合的な施策が必要なのだろうなと私は考えます。

ということで、御意見、御質問いただきましたが、それを踏まえて最終的な計画にしていいただければと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひします。ありがとうございます。それでは、事務局のほうに戻させていただきます。よろしくお願ひします。

○司会

ありがとうございました。

それでは、本日の審議につきまして、秋葉副市長より御挨拶申し上げます。

○秋葉副市長

大変貴重な御意見を賜りましてまことにありがとうございます。必要な調整，計画の調整を進めて，来年度から計画を推進していきたいと思えます。

推進施策についてまだ検討という部分が多くございますので，推進施策についてもしっかりと位置付けをしながら予算のほうで対応していきたいと考えているところでございます。

平成 27 年から立地適正化計画の策定を進めてきたのですが，4 年もの長きにわたって時間を費やしてしまったということもございます。また施策の展開を図っていきたく思えますので，今後とも，いろいろ御協力，御意見等賜りますようお願いを申し上げます，御挨拶とさせていただきます。

本日はまことにありがとうございました。

○司会

ありがとうございました。

以上で，本日の審議会は閉会とさせていただきます。

貴重な御意見を賜り，まことにありがとうございました。